

厚生労働省発職雇 1222 第 1 号

平成 29 年 12 月 22 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信

別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

一 雇用義務等に関する規定の適用に当たっては、次の1及び2のいずれにも該当する者については、その一人をもって一人とみなすものとする。

1 精神障害者である短時間労働者

2 その雇入れの日又は精神障害者保健福祉手帳の交付の日（発達障害により知的障害があると判定されていた者が、その発達障害により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた場合は、当該判定の日）のいずれか遅い日から起算して三年を経過するまでの間にある者（雇入れの日前三年以内に当該事業主（障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二第一項又は第四十五条の三第一項の規定を受ける事業主にあつては、これらの規定の適用を受ける当該事業主以外の事業主を含む。）の事業を退職した者を除く。）

二 一の措置については、平成三十五年三月三十一日までに一の1及び2のいずれにも該当することとなつた者について適用すること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

四 この省令は、平成三十年四月一日から施行するものとする。